号外第三十三号

平成 ん二十一年 四月一日 (水曜日)

告 目 示 次

建設工事及び建設関連業務の競争入札参加資格 (監 理

示

青森県告示第二百四十九号

号) 格審査」という。) の申請の時期及び方法等を次のとおり公示する。 設関連業務に係る契約についての一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要 第百六十七条の五第二項並びに特例政令第四条の規定に基づき、当該建設工事及び建 第十六号) 第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の十一第三項において準用する 定する特定調達契約の締結が見込まれるので、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令 業務」という。) について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を ンサルタント業務、 定める政令 (平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。) 第四条に規 平成二十一年度において県が発注する建設工事 (建設業法 (昭和二十四年法律第百 第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。) 並びに測量業務、 (以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査 地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務(以下「建設関連 (以下「資

水曜日

平成二十一年四月一日

1) 平成21年4月1日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

資格審査の区分 建設工事

資格審査は、 建設業法別表の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに区分して行う。

2 建設関連業務

資格審査は、 次に掲げる業種ごとに区分して行う。

- 測量業務
- 建築関係建設コンサルタント業務
- 土木関係建設コンサルタント業務

 (\equiv)

- 地質調査業務
- 補償関係コンサルタント業務
- 競争入札参加資格

=

建設工事

の資格等に関する規則 (平成二年三月青森県規則第十八号。以下「建設工事規則」 建設工事に係る競争入札参加資格は、青森県建設工事の競争入札に参加する者

て、県の契約の相手方として適当と認められること。 建設工事の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみ

という。) 第二条の定めるところにより、次のとおりである。

- が事実に反していないこと。 して行う申請に係る様式及び四の1の知事が定める書類に記載又は記録をすべ き重要な事項について記載又は記録をし、かつ、それらの記載又は記録の内容 四の1に規定する競争入札参加資格審査申請書又は電子情報処理組織を使用
- を受けていること。 建設業法第三条第一項の規定による許可(同条第三項の許可の更新を含む。
- 2 建設関連業務

連業務規則」という。) 第二条の定めるところにより、次のとおりである。 加する者の資格等に関する規則(昭和五十八年二月青森県規則第六号。 建設関連業務に係る競争入札参加資格は、青森県建設関連業務の競争入札に参 以下「関

- らみて、県の契約の相手方として適当と認められること。 建設関連業務の実績、 従業員の数、 資本の額その他の経営の規模及び状況か
- が事実に反していないこと。 ない書類を含む。) の重要な記載事項について記載をし、かつ、その記載内容 四の2に規定する資格審査申請書 (四の2の規定により添付しなければなら

(

兀

資格審査の申請の方法

資格審査の申請の時期は、随時とする

建設工事

に郵送して行わなければならない。定する競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課資格審査の申請は、建設工事規則第四条第一項の定めるところにより同項に規

- 明書の原本
 ・明書の原本
 ・明書の原本
- の納税証明書の原本る者にあっては、申請日以前三十日以内に当該市町村長が交付する個人住民税は、個人である場合で、平成二十一年一月一日時点で県内の市町村に住所を有す
- 証書の写し

 記書の写し

 記書の写し
- 二箇月分の社会保険料の納付証明書の原本用事業所を有する者にあっては、社会保険事務所長が発行した申請日の直前十(昭和二十九年法律第百十五号)第六条第一項の規定による社会保険の強制適四 健康保険法 (大正十一年法律第七十号)第三条第三項及び厚生年金保険法
- 税額がないことの証明書の写し十三条第一項の規定により税務署長が交付する消費税及び地方消費税に未納の田、申請日以前九十日以内に国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第百二
- 及び基準により審査が行われたものに係るものに限る。) の写し目及び基準を定める件 (平成二十年国土交通省告示第八十五号) に定める項目 総合評定値通知書 (建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項
- | 出|| 県内に主たる営業所を有しない者にあっては、営業所一覧表 (工事第一号様

式

を確認できる書類減があるものにあっては、技術職員調書(工事第二号様式)及びその記載内容減があるものにあっては、技術職員調書(工事第二号様式)及びその記載内容者のうち、穴の経営事項審査の総合評定値通知書に記載された技術職員数に増工事の種類が、土木一式工事又は建築一式工事に係る資格審査の申請をする

(八)

付したもの一通の一角形二号封筒に資格審査結果の送付先住所を記入し、百二十円切手をちょうのである。

建設関連業務

2

告書の写しの提出をもって伝、穴及び穴に掲げる書類の提出に代えることができ により提出している場合に限る。) 並びに同規程第七条第一項に規定する現況報 る書面の写し及び同規程第八条第一項第三号に規定する書面の写し (同項の規定 をいう。以下同じ。) である場合にあっては同規程第四条第三項第四号に規定す 建設省告示第千三百四十一号) 第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者 下同じ。) である場合にあっては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写 告示第七百十八号) 第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以 告書の写し、地質調査業登録業者(地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省 いう。以下同じ。) である場合にあっては同規程第七条第一項に規定する現況報 年建設省告示第七百十七号) 第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者を 者が、建設コンサルタント登録業者 (建設コンサルタント登録規程 (昭和五十二 郵送して行わなければならない。この場合において、 規定する資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課に持参又は 資格審査の申請は、 補償コンサルタント登録業者 (補償コンサルタント登録規程 (昭和五十九年 関連業務規則第四条第一項の定めるところにより、 資格審査を受けようとする 同項に

-) 業者調書 (関連業務第一号様式
- □ 業務調書 (関連業務第二号様式)
- 三 有資格者数調書 (関連業務第三号様式)
- 四 有資格者一覧表 (関連業務第四号様式
- 五 業務実績一覧表 (関連業務第五号様式)

建設関連業務を行うに当たり法律上必要とする登録等の証明書の写し

成八年十一月十三日付け建設省経振発第九十四号建設省建設経済局建設振興課あっては建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用方針の策定について (平) 資格審査を受けようとする者が、建設コンサルタント登録業者である場合に

3) 平成21年4月1日 水曜日

> 規定による通知の写し、 月十三日付け建設省経振発第百二号建設省建設経済局建設振興課長通知) 3の 経整発第四十四号建設省建設経済局調整課長通知)5の規定による通知の写し 償コンサルタント登録規程の施行及び運用について (平成六年六月二十日付け は地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針の策定について (平成八年十一 長通知) 4の規定による通知の写し、地質調査業登録業者である場合にあって 補償コンサルタント登録業者である場合にあっては補

- (J\) 法人である場合にあっては登記事項証明書の写し
- (H) 業年度の貸借対照表及び損益計算書 株主資本等変動計算書及び注記表、個人である場合にあっては直前二年の各事 法人である場合にあっては直前二年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書
- 業所を有している者にあっては、申請日以前三十日以内に地域県民局長が交付 する青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用の納税証明書の原本 県内に本店を有する者及び県外に本店を有する者のうち本県に事務所又は事
- る者にあっては、申請日以前三十日以内に当該市町村長が交付する個人住民税 の納税証明書の原本 個人である場合で、平成二十一年一月一日時点で県内の市町村に住所を有す
- 強制適用事業所を営む者にあっては、申請日前に納期限が到来したもののうち 保険法 (昭和四十九年法律第百六十号) 第五条第一項の規定による労働保険の 直近十二箇月分の労働保険料の概算・確定保険料申告書及び労働保険料の領収 労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号) 第三条第一項及び雇用
- 社会保険料の納付証明書の原本 有する者にあっては、社会保険事務所長が発行した申請日の直前十二箇月分の (昭和二十九年法律第百十五号) 第六条第一項の規定による強制適用事業所を 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第三条第三項及び厚生年金保健法
- 税額がないことの証明書の写し 十三条第一項の規定により税務署長が交付する消費税及び地方消費税に未納の 申請日以前九十日以内に国税通則法 (昭和三十七年法律第六十六号) 第百二
- 常勤の従業員数を確認できる書類の写し
- 付したもの一通 角形二号封筒に資格審査結果の送付先住所を記入し、百二十円切手をちょう
- 五 競争入札参加資格の認定

1 建設工事

ところにより、 建設工事に係る競争入札参加資格は、 次のとおり認定する。 建設工事規則第五条及び第六条の定める

- 種類ごとに建設工事規則別表第一及び別表第二に掲げる各項目を点数化し、そ める青森県建設工事競争入札参加資格審査要領により、 の総合数値の点数順に等級の区分を付して競争入札参加資格があるものと認定 二の1に規定する競争入札参加資格の各要件を満たす者については、 申請に係る建設工事の
- 該資格がないものと認定する。 二の1に規定する競争入札参加資格の各要件を満たさない者については、 当

建設関連業務

2

により、次のとおり認定する。 建設関連業務に係る競争入札参加資格は、関連業務規則第五条の定めるところ

二の2に規定する競争入札参加資格の各要件を満たす者については、 当該資

格があるものと認定する。

該資格がないものと認定する。 二の2に規定する競争入札参加資格の各要件を満たさない者については、

当

六 資格審査の結果の通知

るところにより、資格審査を受けた者に通知する 資格審査の結果は、建設工事規則第五条の二又は関連業務規則第五条の二の定め

競争入札参加資格の有効期間

七

1 建設工事

月一日から平成二十二年六月三十日まで、平成二十一年七月一日から平成二十二 日から平成二十二 年六月三十日までに六の規定による通知があった者については当該通知があった 平成二十一年六月三十日までに六の規定による通知があった者については同年七 競争入札参加資格の有効期間は、建設工事規則第七条の定めるところにより、 一年六月三十日までとする。

2 建設関連業務

年六月三十日までに六の規定による通知があった者については当該通知があった 月一日から平成二十三年六月三十日まで、平成二十一年七月一日から平成二十三 平成二十一年六月三十日までに六の規定による通知があった者については同年七 競争入札参加資格の有効期間は、関連業務規則第六条の定めるところにより、

1

建設工事

八の競争入札参加資格の更新手続日から平成二十三年六月三十日までとする。

により、平成二十二年に行われる定期の資格審査を受けなければならない。により、平成二十二年に行われる定期の資格審査を受けなければならない。競争入札参加資格の更新を希望する者は、建設工事規則第四条の定めるところ

2 建設関連業務

により、平成二十三年に行われる定期の資格審査を受けなければならない。競争入札参加資格の更新を希望する者は、関連業務規則第四条の定めるところ

工事第一号様式

業所

١

覧

表

뺘

0+1 to

建設業許可番号

商号又は名称

				営業所の名称
				郵便番号
				所在地
				電話番号
				FAX番号
				備考

注1 青森県内に営業所(建設業計可の届出をしているもの)がある場合は、すべてを記入し、青森県内に営業所がない場合は、青森県と請負契約手続を行う予定となる営業所(この場合は、本社を含む。)を記入し、備考欄にそれぞれ◎印を付すこと。

² 青森県内に営業所がなく、連絡所等(請負契約手続を行わないもの)がある場合は、その連絡所を記入すること。

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

注1 土木一式工事関係及び建築一式工事関係について、総合評定値通知書記載の技術職員数から増減がある場合、土木又 は建築関係の資格を有するすべての常勤技術職員を生年月日順に記入し、該当する資格欄に〇日を記入すること。一つ の業種について、同一人が1級相当と2級相当の両方の資格を有している場合は、上位の資格の欄のみに〇日を記入する こと。 2 県内建設業者にあっては財団法人青森県建設技術センターへの登録技術者と一致すること。 県外建設業者にあっては 資格記及び常勤確認資料を提出すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。 3 資格の詳細については、裏面のとおりとする。

工事第二号様式

峞 類 (表) 逥 삞

₩

1級土木施工管理技士

建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者

認思

芨

建設業許可番号

商号又は名称

뿌	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No	
																					氏 名	
																					生年月日	
																					1級土木施工管 理技士、1級建 設機械施工技士 又は技術士	土木一式
																					2級土木施工管 理技士又は2級 建設機械施工技 士	土木一式工事関係
																					1級建築施工管 理技士又は1級 建築士	建築一式工事関係
																					2級建築施工管 理技士又は2級 建築士	工事関係

										H	設機械施工技	日数十夕日十四 の数十分日子 日本十 10 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12
										}	連技士又は1 数 弾蝌十	1級建築施工管
										}	埋技士又は2数弾率十	2級建築施工管
2級建築士		十 索 最 發 [2級建築施工管理技士	1 級建築施工管理技士				3×755 F	井湯十			4 恢建政恢恢旭上14 上
建築士法第4条の規定による2級建築士	受けた者	建築土法(昭和25年法律第202号)	建設業法第27条第1項の規定による技管理(種別を「建築」とするものに限る	管理とするものに合格した者	建設業決第27条第1項の規定による共	ものに限る。)とするものに合格した者	目を建設部門に係るもの、「農業土木」	(選択科目を「水産土木」とするものに	る。)、森林部門(選択科目を「森林土	ち技術部門を建設部門、農業部門(選択	技術士法(昭和58年法律第25号)第	施工とするものに合格した者

(患

1級建築士		2級建築施工	1級建築施工管理技士	技術士	2級建設機械施工技士	1級建設機械施工技士	2級土木施工管理技士
		級建築施工管理技士					
	建築土法(昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号)第 4 条の規定による 1 級建築土の免許を受けた者	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の建築施工 管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工 管理とするものに合格した者	技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)、以は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の建設機械 施工とするものに合格した者	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械 施工とするものに合格した者	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者

申請事務担当者

凡名

連絡先

業者調書

(測量・建設コンサルタント等)

所在地 (受任営業所情報) (東北地域) (本社情報) 登録番号 資本金 (資本、職員) 所在地 申請区分 自己資本 商号又は名称 営業年数 電話番号 建物名・階 市区町村名 都道府県名 受任営業所名 青森県以外の東北地域(岩手・宮城・秋田・山形・福島)に契約締結権限を有する本店、支店等の有無 青森県内で契約締結権限を有しない連絡所等の有無 青森県内で契約締結権限を有する本店、支店等の有無 電話番号 建物名・階 市区町村名 都道府県名 代表者氏名 フリガナ (1:新規、2:更新その他) (1:あり) 併 (例) 90-777 出 出 関連業務の技術職員数 法人・個人 県内・県外 全職員数 郵便番号 地方公共団体コード 上記の内、所定の有資格者数 FAX番号 地方公共団体コード FAX番号 郵便番号 【常勤】 (1:あり) (1:法人、2:個人、9:組合) (90:県内、91:県外)

ý	3 €		ΥL	嬰L	建	玉條	张显	建)	- 1	É		申請
操 ## =72/# ## 64	電気設備積算	建築積算	電気	衛生	暖冷房	構造	夢匠	建築一般	鈻	地図の調整	測量—般	業務区分	業務・登録業務
												申請	(1:申
ı	Ι	ı	1	Ι	Ι	Ι	Т	ı	I	Ι	Ι	登録	噩
													48)

Į	
I	登記手続
١	K
<u> </u>	補貨
<u> </u>	串業
<u> </u>	ン 営業補償、特殊補償
	□ 機械工作物
	妆
	土地評
<u> </u>	+
I	地質調査
Ι	ァ調査
	ン 機械設備積算

40年	環境	画	機械	建設	商日	ナビ	盤		幣出	リリ番園			茶	職業	뉫	누	鉄道	道路	世	港湾	当
	調査	電子		建設環境	計画、施工設備及び積算	ペ ル	及び	及び基礎	計画及び地方計画		梦	±*	±*	土木	.道	道及び工業用水道			+ ⊀	及び空港	、夕別及り毎年・毎年
	ı																				Γ

Ĥ	伸曳送流	
	2/88条/#4	計量証明業者
(平:	地吳剛基	司法書士
	幸 昭 出	土地家屋調査士
(半)	上八河际	不動産鑑定業者
	+ + =	補償コンサルタント
(平:	生未为坏	地質調査業者
	建筑盟 区	建設コンサルタント
(平:	刈里	建築士事務所
	é M	測量業者
Ħ		(1:登録あり)
쁘	業務実績高	登録を受けている事業

	直前2年決算	直前1年決算
音彫		
別里	(平均)	
2/88 珠 年2		
建采闰流	(平均)	
था 超半十		
上小河际	(平均)	
地質調査	(平均)	
季酯		
洲貝汚床	(平均)	

記載 要領 1 「御竜の瀬量一巻、地図の郷繁及び橋空瀬豊」「建築関係コンサルタントの建築一般」「補償関係コンサルタントの不動産鑑定」 を希望する方は、法律上の整勢がなければ希望することはできません。 2 補償関係及び土木関係コンサルタンドこついては、整験のある部門に「」、登録のない部門は空白としてください。

(千円)

※消費税及び地方消費税抜きの金額

関連業務第二号様式

業務調書

業務区分

申請

 $\widehat{\mathbb{H}}$

・人数は、延べ人数である。 ・1人で同一種類の1・2級、土・土補の資格を有している場合は、上位の資格のみを計上する。 ・○○実務経験者には、同種の有資格者は含めない。(例:補償業務管理士を有している者は、補償業務実務経験者に計上しない。)

公共用地取得実務経験者

補償業務実務経験者 地質調査実務経験者

贫 桮 ท 数 삞 眦

恤

(1) 技術士以外の資格 有資格者数

資格名

人数

(2) 技術士関係の資格

: 級土木施工管理技士 級土木施工管理技士

機械設備設計実務経験者B 補償業務管理士 事業損失 司法書士 不動産鑑定士補 不動産鑑定士 測量士補 建築積算資格者 2級建築士 土木設計実務経験者 電気設備設計実務経験者B 電気設備設計実務経験者A 補償業務管理士 補償関連 補償業務管理士 営業補償・特殊補償 補償業務管理士 機械工作物 補償業務管理士 物件 補償業務管理士 土地評価 補償業務管理士 土地調査 土地家屋調査士 建築設備士 地質調査技士 電気通信主任技術者(伝送、線路) 第1種電気主任技術者 機械設備設計実務経験者A 土地区画整理士 環境計量士 級建築士

応用理学 地質

		水産土木	水産
		森林土木	禁
		農業土木	業
I		建築環境	衛生工学
I		空気調和	衛生工学
		廃棄物管理	衛生工学
I		水質管理	衛生工学
ı		大気管理	衛生工学
ı		水道環境	上下水道
		下水道	上下水道
		上水道及び工業用水道	上下水道
		建設環境	建設
		施工計画、施工設備及び積算	建設
		トンネル	建設
		鉄道	建設
		道路	建設
		電力土木	建設
		港湾及び空港	建設
		河川、砂防及び海岸・海洋	建設
		都市及び地方計画	建設
		鋼構造及びコンクリート	建設
		土質及び基礎	建設
			電気電子
		交通・物流機械及び建設機械	機械
		流体工学	機械
RCCN	技術士	専門科目	部門

関連業	務第四	号様式	有資格	者一覧表													
							技	術士									
番号	所属営業所	氏名	ふりがな	生年月日、又は年齢	最終学歴、専攻学科	機械(流体、建設)電気電子	建上下水道	()衛生工学(地質)	RCCM 一級土木施工管理技士 工級土木施工管理技士	環境計量士 土地区画整理士 土地区画整理士	地質調査技士 一級建築士 一級建築士 建築設備士 建築設備士	1 貸工	不動産鑑定土補司法書土	電気設備設計実務経験者A電気設備設計実務経験者B機械設備設計実務経験者B	機械設備設計実務経験者出土木設計実務経験者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	補償業務実務経験者公共用地取得実務経験者	左記実務経験者の場合の実務経験年月数
	合計																
1																	
2						1 : :	1 1	1111	1 1 1	111	111	111	111	1 : :	1 1 1 1	: : [
3																	
4																\Box	
5							- 1	1111			1111	111	111	1 : :	1 1 1 1	: : [
6															$\Pi\Pi$	П	
7																	
8							11										
9																	
10																	
11																	
12																П	
13							11										
14						T	11									:::	
15							1 1						111				
16							11										
17											1111		111		1111		
18							11										
19								 			 		111		! ! ! !	:::	
20							11						111				
1		ļ		ļ													

関連業務第五号様式

業務実績一覧表

(測量・建築・土木・地質・補償)

発注区分	契約相手先	元請 •下請	契約件名	業務対象の規模	業務履行場所 の都道府県名	契約金額 (千円)	着手年月	完成(予定)年月
青森県								
青森県								
他公共								
他公共								
民間								
民間								

記載要領

- 1 希望する業種区分ごとに作成してください。(測量、建築関係、土木関係、地質調査、補償関係)
 2 発注区分ごとに、直前2年間の主な契約について、2件以内を記入してください。(完成、未成を含む。)
 3 「業務対象の規模」欄には、例えば測量における面積や精度等、設計における構造や延面積等を記入してください。
- 4 「契約金額」欄には、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入してください。(千円未満四捨五入)

青森市長島一丁目一 条行所・発行人) 番 県号

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目|番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一 毎週月・水・金曜日発行 銭